

令和4年中標津町議会3月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	18番 松村康弘 (P2~P7)	1) からまつの湯の再開について
2	8番 江口智子 (P8~P11)	1) 移住施策の展望について
3	5番 佐久間ふみ子 (P12~P14)	1) おくやみ手続き支援について
4	9番 高橋善貞 (P15~P18)	1) デジタル格差解消のための取り組みについて
5	6番 松野美哉子 (P19~P21)	1) 新型コロナウイルス感染症の中での災害時避難所運営の見直しについて

令和4年3月定例会一般質問

通告1

質問 からまつの湯の再開について

答弁 町が維持管理することは難しい

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。ただいま、第7期総合計画に向けての町長の施政方針、そして中標津のふるさとを共に作ろうという教育理念を掲げられました教育長の教育行政方針をお聞かせいただきました。この3月定例会、これから始まる予算委員会において、今日の提起されたさまざまな問題について我々もしっかり肉付けをしていかねばならないと覚悟を新たにしたところでございます。



さて、今般私は、からまつの湯の再開について質問をいたします。

本年1月23日の北海道新聞に、昨年11月26日において、カラマツの湯において全身やけどで人が亡くなっていたという報道が載りました。

以前、NHKが芥川賞を受賞した若手の羽田圭介氏を起用して、秋の北海道を浴びると銘打って、北海道の5つの秘湯を入浴体験してもらいコメントを聞くというBSの番組のトリに養老牛のからまつの湯が取り上げられておりました。全国放送だったと思います。その関係もあってか、新聞報道の翌日だったのでしょうか。NHKの道内向けの放送で中標津町の野湯において、火傷で死亡事故が起きたことが取材されました。これらの報道に接し、こよなくからまつを愛する者の一人として愕然といたしました。お亡くなりになった方の御冥福を深くお祈りいたしますとともに、御遺族様の無念のお気持ちをお察し申し上げますと、いたたまれない気持ちに苛まれるものであります。

二度とこのような事故を起こしてはならず、一方で、町民はもちろん、今日までからまつを手入れされてきた愛好会の皆様、近隣の愛好者、そして全国の愛好者の皆様の再開に向けた切なる願いを実現すべく、この質問はなされなければならないと、そういう思いで準備いたしました。

しかしながら、理事者側にはからまつは野湯であり、中標津町は全く関与していない、ゆえに議場における議論にはなじまないという主張があられるんだらうなということ

も、一方で十分承知の上で質問をしてみたいです。

北海道新聞の報道でも、翌日のNHKの報道でも、インタビューに応じた根釧東部森林管理署長は、それなりの管理体制を整えてもらうまでは入湯を禁止する旨の発言をなされておりました。では、再開に向けた体制整備とはどのようなものなのでありましょうか。からまつの湯のある場所は国有林の土地の中にあります。過去の経緯から森林管理署がこの温泉の管理に参画することはありません。森林管理署長は言外に、中標津町の積極参加を求めているのではありませんか。では、なぜ北海道有数の秘湯と呼ばれるからまつの湯に、中標津町は関与してこなかったのでしょうか。

地方がまち起こしになる目玉を躍起となって探している昨今、NHKが全国放送してくれる資源があるのに、なぜ今日まで町の関与しない状態になっていたのでしょうか。現場には今でも簡易トイレもないのです。

過去に私はこう聞いています。手入れをしている愛好会の方々から女性の入浴者に対して、水着の着用を認めない発言があり、現場には禁止の看板もあります。それについて役場に電話が頻繁にあり、行政と愛好会との話し合いが持たれましたが合意に至らず、町としては以後一切の関与しなくなったということでもあります。もう20年以上も前の話でありましょうか。

そして、今日まで大きな事故はなかったように思われていますが、私自身、札幌出張の帰り、からまつの湯に寄って入浴していこうと思って、あの時は冬の深夜でしたが、脱衣して湯船に足を入れると焼けるような熱い温度になっていました。なんせ熱湯の元湯と沢水を割って適温にするのですが、前に入った人がぬるいと感じて元湯の割合を増やしそのまま出て行ってしまうと、そういうことはこれまでもあったことなので用心するわけです。おかげで裸でタオルを巻いて車の中で30分ほど待機を余儀なくされたことがございます。このことは、湯加減が機械的に自動制御されていないことを浮き彫りにしており、さらに現在の湯温も表示されない中、暗闇の中では事故のリスクは大きかったことを示しています。

しかしながら、今日では太陽電池パネルと蓄電池、電動ミキシングバルブ、デジタル湯温表示機の組み合わせで技術的には難しいことではなくなっています。費用的にも北海道有数の秘湯をしっかりとした観光資源と位置づけるための投資としては微々たるものであると言えるのではないのでしょうか。

一方で、これらの施設がもし整備できたとして、それを含めた維持管理をどこにゆだねるのかという問題があり、温度管理について愛好会に任せただけゆえに、今般の事故の遠因になっていることを考えると、森林管理署長の発言は、今後の愛好会だけの管理は認めら

れないと言っているわけですから、一定程度、何がしかの責任を負える団体の参加なしには再開は望めないと思われまます。湯温表示をリモートでモニターし、全体として管理責任を負うことのできる団体は町内にはないのでしょうか。

一方で、野湯の醍醐味を活かしていくために、十分な注意喚起と湯温の調整方法を明示した看板を設置するだけで良いのではないかという利用者の意見もあります。

また、私の所属する厚生常任委員会においては、公衆浴場法や温泉法に則れないのであるならば、閉鎖もやむを得ないのではないかという重い意見も出されています。

この際、からまつの湯のために関係する団体や愛好者を一堂に募って、シンポジウムみたいなものを開催するべきと考えます。私は体験型観光を確立しようとする我が町の町民は、きっと森林管理署長に納得いただける運営の方法を作り出せると信じます。

私は若いころ、観光ボランティアガイドの仲間と海外からの観光客も増えている現在、入湯に際し水着の着用を容認すべきではないかと、当時虹別にお住まいだった愛好会の会長と面談したり、新しくなった舗装道路によって入り口のわからなくなった取りつけ道路に案内看板を設置した経験があります。

過日、2月13日付けの釧路新聞5面に興味深い特集記事が掲載されていました。「混浴文化 湯あみ着に活路」「入浴に安心感、客層広がる」と見出しがあり、全国の湯治宿や名湯に今も残る混浴。近年は減少する一方だが文化を少しでも残そうと湯あみ着、入浴着を着て入浴する試みが広がっていると、酸ヶ湯温泉の取り組みの紹介から始まり、熊本県南阿蘇村の地獄温泉清風荘では3年前より水着や湯あみ着着用を義務化、女性の混浴利用が1割から日によっては8割を占める日もあり、子供の姿も増えたと報道しています。

日本温泉地域学会の会長は、「裸での混浴が始まったのは江戸時代後期で、それまでは奈良時代から湯具を着る決まりだった」と指摘。「性意識が変化しLGBTへの配慮も必要な中、入浴客の安心感のため湯あみ着を導入し、湯治文化をもっと伸びやかなものにするべきだ。」と話しているとの記事が掲載されております。

新型コロナが始まる前、中国や台湾から多くの観光客が訪れ、それらの国では露天風呂は世界標準としての水着着用が当たり前で、私も台北市北部の新北投の公衆露天風呂の運営をつぶさに見てまいりましたが、今こそコロナ後を見据えて、そしてこれを契機としてからまつの湯にあっても、世界中の観光客にお越しいただける一定程度の環境整備が必要であり、特に水着着用問題の解決は、行きがかり上からも中標津町行政が主体的に取り組む責任があるのだと強く指摘いたしますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

過去に御案内した旅行者から、自分の人生の中で最高の入浴であったとお褒めの言葉をいただいたことがあります。これといって景勝地のない我が町にとって自分の内面と対話

する開陽台と、入浴によって心と体を癒すからまつの湯は大切な宝物です。現在、禁止されても入浴者が絶えない現状を行政として看過してはならないのです。

私としては、昔褒めてくださった友人が再び来町した際に、もう入れなくなっちゃったのさ、と伝えて悲しい思いをさせるようなことだけはしたくないと決意し、強く再開の努力を求める質問といたしました。よろしく御答弁いただきます。

【答弁：町長】

初めに、昨年11月にからまつの湯へ入浴しようと訪れた方が誤って熱い湯船に転落されまして、重度の熱傷を負った後、お亡くなりになりましたことにつきまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

松村議員御質問のからまつの湯の再開について御答弁申し上げます。

国有林内にあるからまつの湯につきましては、かつて養老牛の裏温泉と呼ばれまして、旧営林署、現在根釧東部森林管理署でございますが、そこが造林事業を行うための作業員の宿舎などとして温泉を利用しておりましたが、昭和50年以降に全て廃止されまして、その後は秘境の露天風呂として一部の愛好家や観光客に親しまれてまいりました。この温泉については長い間、任意で組織されたからまつの湯愛好会の方々によって自主的に管理が行われてきました。

議員御指摘の女性の入浴者に対しての水着の着用について行政と愛好会の話し合いが行われたが合意に至らずということに関しましては、記憶が残っておらずに確認はできませんでしたが、町としましてはこれまで、土地所有者である根釧東部森林管理署や愛好会などと協議をした中で、からまつの湯に関しましては、今回のような事故等維持管理の面において難点があるため、行政の責任の負える施設ではないと判断しまして、関わりを持ってこなかったところでございます。

からまつの湯につきましては国有林内に設置されている施設でありながら、森林法や河川法、温泉法など複数の法令に違反する行為があることが否めず、管理者も曖昧なままとなっているのは事実であります。

今回の事故に関する報道の中で、根釧東部森林管理署は安全面などを含めて適切に管理できる団体などが出てきた場合には国有林貸し付けの手続を経て、施設存続を検討できると言われておりますが、関係機関などから情報収集したところによりますと、やはり現施設のままだでは、各種法令が定める施設基準を満たしていないため、適切に管理するためには完全に男女別に分かれた更衣室、トイレの設置、衛生的な給排水設備など一般的な銭湯や入浴施設と同等の整備に加え、安全に維持管理するための管理人の設置が必要とのこと

でありました。

からまつの湯の魅力は自然に囲まれた環境の中で野趣あふれる秘境温泉を存分に楽しむところにあると思っておりますので、新たな温泉施設の整備によって本来の魅力を失ってしまうのは、残す価値もなくなってしまうというふうに考えているところでもあります。からまつの湯の再開や存続を望んでいる方もいらっしゃると思っておりますので、町としましては引き続き関係機関と協議を続けていきますが、現時点におきましては、将来にわたっての多額の費用負担や管理者としての責任の重さを考えますと、町がからまつの湯を維持管理していくことは非常に難しいと判断しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：松村 康弘 議員】

18番松村康弘でございます。現時点においては、将来にわたっての多額の費用負担を管理者として責任の重さを考えると、町がからまつの湯を維持管理していくことは非常に難しいと判断しているという御答弁でございました。現時点においては、八方塞の感がありました。

しかしながら、今までも中標津町にはこういう閉塞状態に陥った時に、住民の皆様の主体的な活動の中で、それを乗り越えてきた歴史があると思っております。からまつの湯の湯治に関わる機能については先ほど説明いたしましたNHKの番組の中でも、運動機能障害に効果があるとテロップで載っております。

この議場において今議長が座っていらっしゃいますそこで、過去に予算委員会の委員長が倒れたことがございます。釧路の孝仁会に入院されました。脳梗塞のような症状だったと記憶しています。その彼とからまつの湯でお会いしたことがあります。奥さんに手を引かれて車を運転してもらって、からまつの湯に通ってくる姿でございます。口コミで、からまつの湯には中風に効果がある。実際にその体が血行がすごく良くて温まるわけで脳の中の血管の拡張にもあって、最終的に運動機能障害に効果があるという、認められているすばらしい温泉だと思うんです。そういう方々にとっては、単に温泉を楽しむという以上の切実な価値がある。そういう温泉だと思うんです。

先ほど住民運動について申し述べましたけれども、開陽台の温泉付分譲地が景観を大切にするために止まったり、中標津空港ターミナルビルがただの四角い陸屋根のビルだったのが三角屋根になったり、そして木造の柱のすてきな建物ができたり。こういう場面において住民活動はそこに一定の成果を残してきています。

今般私は質問の中で、からまつの湯についてシンポジウムみたいなものが必要ではない

か、そうお尋ねいたしました。現時点において、今、町民のさまざまな思いを形に文字に残して、将来につなげるための努力が求められていると思っています。

町長におかれましては、そのようなシンポジウムについてどのようにお考えになるか。そして、そこに参加を求められた場合においては、参加いただけるものなのかどうか。これについて再度お聞かせいただきたいと思います。

【答弁：町長】

再度の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、現状で町がからまつの湯を維持管理するということは考えておりません。

しかし、松村議員のおっしゃられた議論をするというのは、これは大切なことですので、過去の経過も含めましてですね、そういった議論が湧き上がるのは、逆に言えば頼もしいというふうに思っております。

しかし、あと町が主催してやるかどうかにつきましては、元々できないと言っている部分でありますので、主催してやることには当然ならないと思っておりますけれども、参加につきましては、その状況によりましては当然考えなくちゃいけないことだというふうに思っております。以上でございます。

令和4年3月定例会一般質問

通告2

質問 移住施策の展望について

答弁 ニーズに応えられる環境整備に努めてまいります

8番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。移住施策の展望について質問させていただきます。

町長は令和4年度施政方針の中で、つながりが未来を築くまちづくりの項において、(2)国際化・地域間交流の促進を本町の重要な施策の一つと位置づけられています。人口減への対策として、交流人口・関係人口の拡大の必要性については、常々一貫して訴えておられると認識しておりますが、主要施策の関係人口創出事業には、東京札幌中標津会の活動支援、東京中標津会帰省ツアーに続き、移住希望者のサポートと記されております。



人口減への対策として、交流人口・関係人口の拡大の必要性については、常々一貫して訴えておられると認識しておりますが、主要施策の関係人口創出事業には、東京札幌中標津会の活動支援、東京中標津会帰省ツアーに続き、移住希望者のサポートと記されております。

移住施策の一つであるお試し暮らし事業については、昨年度は移住促進と企業誘致を統合するという考え方で事業展開だったと記憶しています。一昨年来のコロナ禍の影響により棚上げせざるを得なかった部分もあるかと推測しますが、具体的な進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、近年テレワークの普及により町内外の民間事業者が空き家を買取り、テレワークが可能な状態にリノベーションについて積極的に移住促進に乗り出していますし、新年度より別海町が移住促進用の住宅を2棟建設し事業を開始すると耳にしております。

国は地方への人の流れを創出するための移住定住推進施策を後押ししていますが、近隣町との競合も予想される中、中標津町が選ばれる自治体となるための秘策はあるかなど、当町における移住施策についてどのような展望をお持ちであるかお尋ねします。

【答弁：町長】

江口議員御質問の移住施策の展望について御答弁申し上げます。

本町における移住施策の取り組みは、人口減少や少子高齢化が急速に進む中で、団塊の世代が大量に退職を迎えました平成18年より、北海道や道内の市町村とともに、移住体験、お試し暮らし事業の実施や移住希望者へのサポート、広報媒体やイベントを通じたP

R活動などに取り組んできたところであります。

これまで本事業を通じて本町に移住されました方は12組22人の実績となっており、町内企業に就職された方や住宅の新築購入につながった実績などもございます。その他にも完全移住ではありませんが、毎年のように夏場に避暑を兼ねて来ていただけるリピーターの方もいらっしゃいますので、一定の成果につながったというふうに判断しているところでございます。

令和3年度の進捗状況につきましては、新型コロナウイルスによる全国的な緊急事態宣言や蔓延防止措置等により、お試し暮らし事業につきましては受け入れを中止せざるを得ない状況が続いたため、実績は1件4名にとどまっております。首都圏などで行われる予定でした移住フェアなどについても中止やオンライン開催に変更されるなど、残念ながら十分な成果は得られませんでした。

令和4年度につきましてはコロナ終息状況にもよりますが、本事業を委託しております一般社団法人中標津観光協会などとも連携しながら、引き続き移住体験事業などを通じまして、本町へ移住や長期滞在を希望される方々へのサポートを積極的に実施していきたいと考えております。

以前、国土舘大学の加藤教授は、本町につきまして中心地であるとともにベッドタウンであるとして中標津モデルという言い方をしておりました。そして、地域創生の戦略とされる小さな拠点モデルとも言える存在と仰っていただいたことがありますが、本町の特徴は、コンパクトなまちでありながら、大型店舗など商業サービス施設が集積し、道東の空の玄関口である中標津空港をはじめ、地域中核病院の町立中標津病院や国・道の出先機関など都市機能が充実し利便性がよく、広域的な拠点であることだと考えております。

今後はさらに人口減少や少子高齢化が進むと予想されますが、第7期中標津町総合計画のまちづくりが未来を築くまちづくりの実現に向けては、本町の持つ魅力や地理的優位性、利便性の良さ、周辺地域の拠点であることなどからそれらを活かしながら、移住施策とともに企業誘致や雇用対策、新規就農対策、子育て支援など、町のあらゆる施策を積み重ねながら移住交流関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。

なお、空き家対策につきましては、令和元年度に実施した実態調査をもとに、今年度、中標津町空き家等対策計画を策定しまして、町民・企業・団体などと連携をしながら、移住交流への利活用を含めた空き家対策に着手をしていきますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

お試し暮らしの令和3年度の実績は1件4名とのことでありますが、新年度こそ1日も早いコロナの終息により事業が滞りなく実施されることを期待してやみません。

一方、国を挙げてのテレワーク推進により、生産年齢の地方移住の希望者は増えるであろうことを見越して、お試し暮らしの住宅にインターネット回線を配備し、個人や小規模事業者へのテレワーク拠点を兼ねた設備を整えようと考えているお試し暮らし住宅のオーナーもおられますが、高齢の方も多く、どれくらいの規模のネット環境を揃えれば良いのかわからないという方も複数おられます。

当町の特に郊外のお試し暮らし用住宅は自然豊かで、四季を通じてさまざまな余暇活動が可能であり、都市部のテレワーク希望者から見れば、大変魅力的な物件に満ちていると思います。こうしたことを踏まえ、オーナーの意向の聞き取りや町の有するテレワークへの知見を窓口である観光協会、住宅オーナーの三者で共有し事業者の移住促進にも注力すべきと考えますが、この点町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

これまでは、長年にわたりまして、お試し暮らし事業を継続できたのは、町の移住施策に賛同いただきまして、体験施設を提供していただいている住宅オーナーの協力のおかげであると大変感謝しているところでございます。

現在お試し暮らし住宅は、街中が1棟、郊外6棟の合計7棟あります。そのうちネット回線が使える物件は1棟のみでございます。

町としましても、令和3年度からテレワークやワーケーションの誘致に向けて、お試し暮らし住宅での受け入れができるよう、新たに条件の見直しを行ったところでございます。これまでも住宅オーナーの方々とは日常業務を通じまして、体験者から意見やニーズなどについて情報共有を図るとともに、施設や設備について打ち合わせをしながら進めてきたところでございます。

議員御指摘のとおり、インターネット回線の接続や通信設備の整備につきましては、専門知識が必要な部分もございますので、苦手な方がいらっしゃるのも、もちろん御理解できるところでございます。

今後は住宅オーナーとの関係をこれまで以上密にしまして、体験者のニーズや御要望に応えられる環境整備について、関係者で協力しながら、さらなるサービスの向上に向けて

努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

令和4年3月定例会一般質問

通告3

質問 おくやみ手続き支援について

答弁 利用しやすい窓口整備を図っていきます

5番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。おくやみ手続き支援について御質問いたします。

身内が亡くなった際の手続きは、御遺族が悲しみの中で行わなければなりません。現状、死亡や相続に関する遺族の負担は大きく、今後のさらなる高齢化によっては、配偶者が高齢となるケースや世帯構成や家族体系の変化



により、親族が遠方または疎遠になるケース等が増え、御遺族が行う死亡、相続に関する手続きの負担は一層大きくなるものと予想できます。

本町に提出された死亡届の件数は年間240件ほどあるということです。昨年、町内の介護施設に入所していた親御さんを亡くした方が、平日に役場での手続きをされた際に足りない書類があり、届け出に時間がかかり大変だったと聞きました。個々の状況によっても異なりますが、少なくとも5つから7つ、多い場合は28の届け出が必要です。こうした手続きを一括して手助けするおくやみコーナーの設置と、御遺族が行う各種手続きをまとめたおくやみハンドブック作成についてお伺いします。

おくやみコーナーは住民の死亡に伴い、年金や国民健康保険、税金などの多岐にわたる手続きのワンストップで行う窓口で、御遺族の負担も軽減され、待ち時間の短縮や必要書類の不備も防ぐことができます。ちなみにおくやみコーナーを設置し実施している自治体は、2018年は全国で6自治体でしたが、2020年は169自治体で実施、わずか3年で約28倍に急増しています。

新型コロナウイルス感染拡大により、オンラインや非対面での遺族支援の強化が求められるようになりました。道内では千歳市、札幌市北区、清田区、旭川市の他、先日、北見市の先進的取り組み書かない窓口が北海道新聞に大きく掲載されていました。申請書を書く手間をなくした他、複数の手続きが一括で済むワンストップサービスを実現して、市民の利便性向上、市の業務効率化に成果を上げているということです。死亡の手続きを行う

際に、本町では各窓口を住民が移動し、個人や本人の氏名、住所、生年月日など同じことを何度も書かなくてはなりません。住所変更の手続きなどでも同様だと思いますので、おくやみコーナーと合わせて書かない窓口の検討も始めるべきと考えます。

本町の窓口が利用者目線に立ち、御遺族の心に寄り添う手続きの簡素化、業務の効率化に向けてどのようにお考えでしょうか。おくやみコーナーの設置と役場以外での各種の手続なども案内されているおくやみハンドブック作成について、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問のおくやみ手続き支援につきまして、御答弁申し上げます。

御遺族にとって死亡や相続に係る手続は多岐にわたり、なじみのない手続に不安を感じ、大きな負担となっていることは、私も認識をしているところでございます。

そのため、御遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、本町では死亡届が提出された際、手続き及び必要なものの一覧を御遺族へ渡しておまして、平成30年度からは死亡届が提出された際、関連部署で情報を共有し、必要な手続を用紙に事前に一つにまとめまして、御遺族が来庁された際には、手続き漏れを防ぎ、待ち時間の短縮を図っております。

議員御指摘のとおり、おくやみコーナーを設置することは、御遺族にとりまして、さまざまな手続きにおいて負担軽減が図られることは理解しておりますが、専用コーナーの設置に当たりましては、スペースの確保や専門の人員配置など、利用頻度から考えますと難しい状況にありますことから、現行の窓口を利用いたしまして御遺族が移動しないで各種手続が行える体制を構築してまいります。

また、おくやみハンドブックの作成でございますが、御遺族が行う各種手続において1番の負担は、必要書類の不備により何度も窓口へ来なければならない状況ではないかと考えます。

まずは死亡届の際、御遺族へお渡ししている手続きの一覧表の見直しを図り、役場以外での手続きについては、調査のうえ一覧への追加をするなど検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、書かない窓口についてでございますが、令和3年12月24日閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきましても、窓口のワンストップ化を推進しており、町民への利便性向上、行政における業務効率化が図られるものと感じております。

しかしながら、ワンストップサービスを実現するためには、新たなシステムの構築が必

要でありまして、その費用は高額となります。

このため、国においても公費を財源とした全国統一様式による書かない窓口が進められており、本町におきましても補助金を活用した転出転入手続のワンストップ化を導入するべく、本定例会においてシステム改修の補正予算を上程させていただきました。

今後も国は行政手続のワンストップ化を進める方向性でありますので、本町におきましても補助金を活用しながら適宜対応してまいりますとともに、町民誰もがわかりやすく利用しやすい窓口整備を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月定例会一般質問

通告4

質問 デジタル格差解消のための取り組みについて

答弁 情報格差の不安解消に向けて多様な方策を検討してまいります

9番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。デジタル格差解消のための取り組みについて質問させていただきます。

一般的に情報格差とかデジタルデバイドとも言いますが、あえてデジタル格差とさせていただきました。

昨年9月に設立したデジタル庁と併せて施行したデジタル社会基本形成法の第2章になります。基本理念の第1条では、すべての国民が情報通信技術の恵沢、いわゆる恩恵を享受できる社会の実現を目指すとされております。また、第8条には、利用の機会等の格差の是正が挙げられており、少し長いですが読ませさせていただきますと、デジタル社会の形成に当たっては地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況、その他の要因に基づく高度情報ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会または必要な能力による格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害する恐れがあることに鑑み、その是正が着実に図らなければならないとされております。

内閣が昨年実施した情報通信機器の利活用に関する世論調査によれば、60歳代の25.7%、70歳代の57.8%がスマートフォン等を利用できていないという結果が判明しました。この調査結果からも、昨年新型コロナウイルス感染症の1回目ワクチン予防接種が65歳以上の町民から始まりましたが、電話予約のみが殺到して通話不能となって混乱したのは、インターネット予約、いわゆるオンライン予約が思うように進まなかったこと、特に高齢者のデジタル格差が大きな原因と思います。

本町の第2期総合戦略の人口ビジョンを見れば、国立社会保障人口問題研究所の推計で高齢化がピークに達すると、2040年令和22年は65歳以上の老齢人口が7691人で人口の39%を占めることが予想されております。

総務省は昨年5月に高齢者などがデジタル化から取り残されないように、スマートフォンやマイナンバーカードも使い方を教えるデジタル活用支援員について、2025年度令和



7年度ですが、までの5年間の事業構想を公表しました。非常にわかりやすい計画で、毎年5000箇所で開催し、5年間で1000万人の高齢者の参加を促し、デジタル化から取り残される住民がなくなるようにするものです。この国の制度を最大限活用していくことも重要ですが、情報発信側の本町も同時に関わっていかなければデジタル格差は解消しません。

令和4年度は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に加わる最初の年です。町長は施政方針の中で情報共有推進のためプッシュ型配信を目指すとのことですが、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションに係る一連の体制整備や光ケーブルの活用など、デジタル化社会に対応する自治体の方針は理解しますが、受け手側、つまり受信側の環境整備、特に高齢者等のデジタル格差に対する施策は全く示されておりません。

施政方針の最後に、これからまちづくりの基本理念について、つながるというキーワードを示されました。しかし、町長が思い描いているDX、デジタルトランスフォーメーションのフォーメーションの中にはつながらない高齢者が存在します。

デジタル格差の現状と今後の対策について町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問のデジタル格差解消のための取り組みにつきまして、御答弁申し上げます。

情報通信技術の活用につきましては、1990年代後半より、パソコン、インターネットや携帯電話など、さまざまなサービスが生まれていく中、2010年頃よりスマートフォンが普及し始めたことや、情報通信速度の向上により、モバイル端末を活用したインターネット利用が拡大し、いつでもどこでも必要な情報が入手することが容易になるなど、デジタルは日常生活において欠かせない存在となってまいりました。

このように社会のデジタル化が急速に進む中、一方では議員の御指摘のとおり、高齢者の方々の中にはスマートフォンをはじめとする情報通信技術を十分に活用できない方がいらっしゃることは、私も認識をしているところでございまして、今後、デジタル化を進めていく上で、このようなデジタル格差は解消していかなければならない課題だと考えております。

今後は、総務省が策定した自治体DX推進計画に基づく、行政手続きのオンライン化が進められていくことになり、令和4年度においては、子育てや介護関係の26手続き及び転出転入に関する手続きについて、マイナポータルを活用したオンライン化の実現のため、システム改修を実施するところであります。

また、第7期総合計画において情報化の推進を施策に掲げ、情報格差解消に向けた取り組みとして、町内全域への光ファイバー整備を推進し、本年2月には敷設工事が完了し順次サービスの提供が進められているところであり、これにより行政サービスのデジタル化に限らず、情報検索や電子決済など社会生活におけるさまざまな分野において、デジタル技術の利用がますます進んでいくものと考えております。

議員御指摘のとおり、このようなデジタル化による利便性を享受するためには、受け手側の環境整備も重要であると認識しております。内閣府の情報通信機器の利活用に関する世論調査によりますと、70歳以上の方がスマートフォン等を利用しない理由として、自分の生活に必要なと思っていないからと挙げられておりまして、デジタル社会の定着を図るには、デジタルへの接触機会を増やし、その価値や利便性を実感してもらう取り組みや、行政のデジタル化においては、利用者にわかりやすくシステムを構築し、デジタルへの抵抗感をなくしていくことも重要だと考えております。

情報格差の解消に向け、国のデジタル活用支援推進事業により、携帯事業者が行うスマホ教室など、民間事業者の活動と連携したモバイル端末の活用支援を検討していくとともに、スマートフォン等を持たない方々に対しても、必要な情報が届くよう受け取りやすい情報発信の方法追求し、情報化社会から取り残される不安を解消できるよう、さまざまな方策を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

御答弁の中で自分の生活に必要なと思っていないからという、70歳以上の調査もあったのかもしれませんが、先ほどから町長がお話ししているオンラインによる、要するに佐久間さんの質問にもありましたが、オンラインによる行政のデジタル手続き、そのサービスを利用したいと思っている方は72%に達しています。正確には72.3%という数字が出ています。その辺もちょっと調べていただいて、先ほどの質問で、施政方針の内容について指摘させていただきましたが、もう1点ちょっと疑問に思うのは、SDGs、持続可能な開発目標です。

第7期総合計画では、全ての基本目標の施策にSDGsが目指す17のテーマと169のターゲットを関連付けしたはずですが、残念ながらそのSDGsの言葉すら、先ほどの施政方針では触れることはありませんでした。あの17個のカラフルなマークを総合計画で使いたかっただけでもないでしょうし、要するに語呂合わせとか連想ゲームで関連付けしたわけではないと私は思っています。

このデジタル格差は、SDGs の 10 番目。人や国の不公平をなくそうということに関わってきます。

私は早急に情報格差をなくしなさいとは言いませんが、SDGs のゴールは第 7 期総合計画と同じで、2030 年令和 12 年です。令和 12 年をゴールとした国際目標です。実現するために、地球上のだれ 1 人として取り残さないがサブテーマになっていることを忘れていませんか。

私は高齢者などが情報社会から取り残されないように、SDGs を今後も取り組むべき大きな課題として考えます。町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

決して SDGs のことを言わなかったからという部分ではございませんし、意識しながらですね、進めていかなければならない大きな課題だと思います。

ご高齢の方のデジタル格差というのは、先ほども申し上げましたが十分認識しているところでありまして、こちら側からですね、いろんな媒体を使いまして、紙媒体ももちろんそうでありますし、それから FM 放送もそうであります。また携帯電話における情報発信もあります。いろんな方法を駆使しながらですね、少しでもやはり我々が行政側の情報がしっかり伝わるように、緊急事態においてもそういったことがですね、それぞれの個人にしっかり伝わるように、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

令和4年3月定例会一般質問

通告5

質問 新型コロナウイルス感染症の中での災害時避難所運営の見直しについて

答弁 臨機応変な対応ができるよう心がけます

6番 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

6番、松野美哉子でございます。新型コロナウイルス感染症の中での災害時避難場運営の見直しについて質問いたします。

現在の中標津町地域防災計画は平成26年、2014年に改訂されたもので進められております。大地震などの災害時に避難所へ集まる避難者の健康管理指導や防疫計画の中で、インフルエンザ感染症対策の記述はありますが、中標津でも猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症発生前の計画であります。オミクロン株が幼児、小中学生さらには家族へと感染し、多くの町民が不安でつらい思いをいたしております。



その経験をして、30年のうちには来るであろうと言われている大地震への不安と、その時が新型コロナウイルス感染症の中での避難所であったのならと不安を重ねて持つ町民もおります。

スーパーのレジ待ち、スポーツ観戦や映画館での一席空けることなど、非日常の中での日常で考えますと、災害時の避難所収容人数はほぼ半数になります。

避難所収容人数計画の中では、総合文化会館、総合体育館が700人、各小中学校では300人、各町内会館は施設の大きさなどにより、一人当たりの専有面積から30人から200人と計画されております。現在のようなコロナ禍の中では避難所収容人数の削減は必要と考え、さらなる研究をして避難所を増やすことなどが望まれます。

冬季の間でも避難所として使用できる公共施設の割り出し、また民間企業への協力依頼など、町全体で助け合える仕組み作りや、自宅や敷地内での避難生活ができない状況になった場合に、各家庭所持のテントなどを避難所近くのグラウンドなどで設営していただき、避難所の密を回避する方法を考えておくことで、町民の協力も得られるのではないのでしょうか。

平常時のうちに安心して身を守るために集まる避難所運営の見直しをして、町民に周知

を早急に行うことが必要であると思われませんが、町長の御見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

松野議員御質問の新型コロナウイルス感染症の中での災害時避難所運営の見直しについて御答弁申し上げます。

議員御説明のとおり、新型コロナウイルスの感染リスクのある中、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設や運営、災害発生時に三密を避ける避難のあり方が課題となっております。

当町のコロナ禍における避難所開設運営の考え方でございますが、現状の指定避難所全体の収容人数は約 6000 人でありまして、それに対し町の備蓄計画上、避難所生活者数の想定は約 3000 人となっております。仮に収容人数を半数とした場合でも、現状の指定避難所の数で収容スペースを確保できるものというふうには考えております。

また、指定避難所の収容人数を考慮し、災害発生時は可能な限り多くの指定避難所を開設いたしますが、避難所運営には多大なマンパワーが必要となりますので、開設する避難所の数が増えると人数不足により円滑な避難所運営への支障が懸念されることから、避難所を密にしない工夫として、避難所となる学校の場合には、従来は主に体育館を居住スペースとするところを教室にも拡大したり、避難してきた世帯ごとに仕切られた空間で過ごせるよう、避難所内に設置する屋内テント 500 張を整備しているところでございます。

また、改めてではあります但、避難とは難を避けることでありまして、災害発生時に三密を避ける避難のあり方として、広報紙等により分散避難を周知啓発しております。

具体的には災害が発生、または災害が発生する恐れがある場合において、避難が必要な場合には、町が指定する避難所に行くだけが避難ではないことを日頃から意識しておくこと。緊急時には命を守る行動として、自宅が安全であれば在宅避難、自宅が危険な場合には親戚や知人宅への避難、それぞれ各自にとって最適な場所へ避難する分散避難を行うことが重要であるというふうには考えております。

なお、3月の全戸配布に向けて準備を進めております今年度改訂いたしました中標津町防災ハンドブック、この中でも分散避難、それから災害時の避難行動を啓蒙しているところでございます。

また令和4年度には町内会等との連携による避難行動や避難所開設運営などの防災訓練を計画しており、避難訓練を通して各自の避難行動の確認、コロナ禍を想定した避難所の開設から運営までの手順の確認、さらには町が保有している防災資機材を実際に使うことで、災害発生時に防災資機材を安全に使えるよう、使用方法や防災活動に必要な知識、

技術の習得を目指して取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：松野 美哉子 議員】

6番、松野美哉子でございます。

避難所生活は学校などの広い体育館で住み合うイメージでありましたが、教室の使用まで広げ、密集、密接、密閉を回避する計画や500張のテントも準備があるとのことで、妊婦さんや乳児、幼児のいる御家庭も周りに少しでも迷惑をかけずに、身を守るために集まる最初の場所に考えることができると安心されると思います。

先ほどの質問に住宅敷地内での避難生活ができない状況になった場合の各家庭のテントをグラウンドなどで設置する。それで密を避けるっていう町民の協力をいただくっていうことの方法は考えられないでしょうかっていう質問の入れたんですけれども、そのことについて町長の御見解をお知らせください。お願いします。

【答弁：町長】

はい、再質問にお答え申し上げます。

まず一つは、弱者を守ることは非常に大切なことでございますので、そういった方々を意識した避難所の運営をしなければいけない。それと家族との快適さでありますとか、そういったのもですね、非常に重要な部分であります。長期にわたる場合などですね、特にそういった家族の絆でありますとか、快適さというのは重要視されると思いますので、そういったことも含めて、臨機応変にですね、対応できるように心がけていきたいというふうに考えております。以上です。

【質問：松野 美哉子 議員】

ご返答ありがとうございます。ちなみに500張の用意されたテントというのは1張り何人用のテントになるんでしょうか。

【答弁：町長】

1張4人用でございます。